

三重県流域下水道事業

保安規程

平成30年4月1日

三重県県土整備部下水道課

三重県流域下水道事業保安規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、別表第1に掲げる三重県流域下水道事業に関わるすべての事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の保安管理に適用する。

2 法第二条第1項第二号に定める一般電気事業者（以下「一般電気事業者」という。）との保安上責任分界点は、需給契約に基づく責任分界点又は電気供給約款によるものとする。

第二章 保安管理体制

第1節 通則

(基本的職務)

第3条 三重県知事（以下「知事」という。）及び保安業務を管理する職員（以下「管理職員」という。）は、それぞれの職能に応じ、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保することにつき、基本的責任を有する。

2 管理職員は、前項の基本的責任を果たすため、保安に関する法令及び規程類を遵守し、第5条の主任技術者の意見を尊重するとともに、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら、次に掲げる職務を遂行するものとする。

一 関係者及び一般公衆の安全を確保すること。

二 設備事故の未然防止を図ること。

3 保安業務に従事する職員（管理職員を除く。）は、第5条の主任技術者が保安のためにする指示に従うとともに、業務を実施するに当たっては、前項各号の規定に準じ、自己の職務を遂行するものとする。

(保安組織)

第4条 電気工作物の工事、維持又は運用の保安業務に関する組織及び業務分掌は、それぞれ別表第2から別表第4までのとおりとする。

2 三重県流域下水道条例第4条に基づき知事が流域下水道の管理を行わせるために指定したものの（以下「指定管理者」という。）の電気工作物の工事、維持又は運用の保守業務に関する組織及び事務分掌は、前項別表第1並びに第7条第2項及び第3項で定めるもののほか、知事及び指定管理者が協議のうえ定めるものとする。

第2節 主任技術者

(主任技術者の選任)

第5条 知事は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に当たらせるため、法第43条に定める主任技術者（「三重県流域下水道事業統括管理電気主任技術者」、以下「主任技術者」という。）を、下水道事業を担当する課において、下水道事業を担当する課長又は課長に準ずる職にある者のうちから選任する。

(主任技術者等の職務)

第6条 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うため、次に掲げる職務を遂行するものとする。

一 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて意見具申をすること。

- 二 電気工作物の工事、維持及び運用に関し保安上必要な場合には、関係責任者に対し意見具申、指導及び助言を行うこと。
 - 三 保安に関する教育の計画に必要なに応じて意見具申をすること。
 - 四 保安関係規程類の制定及び改正について、必要なに応じて意見具申をすること。
 - 五 法令に基づいて行う検査には、原則として立ち会うこと。
 - 六 使用前自主検査において、検査の指導及び監督を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要なに応じて意見具申をすること。
- 2 主任技術者から意見具申を受けた知事及び管理職員はそれぞれの職能に応じ、その意見を尊重し、具体的な措置等について改善策を樹立するとともに、その実施に努めるものとする。

(保安監督責任者及び保安管理責任者)

第7条 知事は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を遂行する北勢流域下水道事務所、中南海流域下水道事務所に、主任技術者の職務を補佐する者として保安監督責任者を置く。

2 指定管理者は、第4条別表第2に定める各浄化センターに、知事と指定管理者との間で締結された三重県流域下水道施設の管理に関する基本協定書第3条で定めた管理物件に係る電気工作物の工事、維持又は運用の保安業務及び保安監督責任者と調整業務を行うために保安管理責任者を置くものとする。

3 保安監督責任者及び保安管理責任者は、別表第6「保安監督責任者及び保安管理責任者の適合要件」に基づく者とする。

(主任技術者不在時の措置)

第8条 知事は、主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合にその職務を代行する者（以下「職務代行者」という。）をあらかじめ指名しておき、これに当たらせるものとする。

2 職務代行者は、主任技術者の不在時においては、主任技術者に指示された職務を誠実に遂行するものとする。

(主任技術者の解任)

第9条 知事は、主任技術者が異動又は退職の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該主任技術者を解任するものとする。

- 一 長期にわたる出張又は病気による欠勤等の事由により、その職務を行うことが不相当と認められる場合。
- 二 法令及びこの規程等に定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不相当と認められる場合。

第三章 保安教育

(保安教育及び訓練)

第10条 知事は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対しては、次に掲げる内容の教育を定期的に行い、保安の徹底を期するものとする。

- 一 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得及び向上に資する事項。
- 二 事故時及び非常災害時の措置に関する事項並びに演習及び訓練。
- 三 その他保安に関する必要な事項。

第四章 電気工作物の保守及び工事

(巡視、点検、測定)

第11条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を期するため、次に掲げる巡視、点検、測定を行うものとする。

- 一 定期的な巡視、点検、測定
電気工作物を常に電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。

以下「技術基準」という。)に適合するよう維持し、事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視、点検、測定を行う。

二 臨時の巡視、点検、測定

電気工作物に事故が発生した場合及び事故が発生するおそれがある場合等においては、必要に応じて臨時の巡視、点検、測定を行う。

(巡視、点検、測定の基準)

第12条 定期的な巡視、点検、測定の実施については、原則として別表第5に定める基準によるものとする。

2 巡視、点検、測定に関する細部事項については、別に定めるものとする。

(巡視、点検、測定の結果に対する措置)

第13条 電気工作物の巡視、点検、測定において、技術基準に適合しない事項又は保安確保上改善を要する事項を発見した場合は、当該電気工作物を修理し、又はその使用を一時停止し、若しくは使用を制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持するものとする。

(使用前自主検査)

第14条 法定事業者検査(以下「使用前自主検査」という。)は、主任技術者の指導、監督のもと実施するものとする。

一 使用前自主検査は、その工事が工事計画に従って実施されたものであること及び技術基準に適合しているものであることを確認する。

二 使用前自主検査の記録、及び保存期間は法令に基づき別に定める。

(工事の保安)

第15条 電気工作物の設置工事、電気工作物の安全な運用を確保するために行われる改造等の工事は、計画を定めてこれを行うものとする。

2 工事の実施に当たっては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 停電範囲、時間、工所用機械器具等の準備状況の確認。

二 工事期間、停電時間及び危険区域の表示。

三 停電中の遮断器及び開閉器の誤操作の防止措置。

四 工事責任者の指名及びその責任。

五 工事中及び工事終了時における当該電気工作物が、保安上支障のないこと及び技術基準への適否についての巡視、点検、測定及び検査。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、必要に応じて主任技術者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引取るものとする。

第五章 電気工作物の運転又は操作

(運転又は操作の基本)

第16条 電気工作物の運転又は操作を行うに当たっては、機器の性能及び取扱方法を熟知し、保安確保を的確に行うものとする。

2 電気工作物の運転又は操作の手順は、次の各号について別に定めるものとする。

一 変電所、受電室等における設備の状態、計器、表示装置等の監視。

二 運転中の機器と停止中の機器の区別。

三 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序、運転方法及び指令系統並びに連絡系統。

3 特別高圧受電設備の機器の操作については、一般電気事業者との申合せ書によるものとする。

(事故及び異常時の措置)

第17条 電気工作物に事故が発生した場合又はそのおそれがあると認めた場合は、次に掲げる措置を講ずるとともに、関係箇所はその状況を報告するものとする。

- 一 事故の拡大防止のために直ちに必要な応急の措置。
- 二 事故発生設備に対する取替え若しくは修理又はその使用の一時停止若しくは使用の制限等の措置。
- 2 電気事故が発生した場合は、事故の原因を十分調査し、再発防止の対策を講ずるものとする。
- 3 前項の場合において、同種機器に事故発生のおそれがあると判断されるときは、それらの機器に対しても前項に準じて事故防止対策を講ずるものとする。
- 4 前各項のいずれの場合においても主任技術者に報告するとともに、その意見を聴くものとする。

第六章 災害対策

(災害その他非常時の措置)

第18条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条の規定に基づいて別に定める三重県地域防災計画によるものとし、各所における詳細は別途定める。

2 主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行うものとする。

第七章 記録

(記録等)

第19条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次に掲げる事項を記録し、保管するものとする。

- 一 主要電気機器の設備台帳。
 - 二 巡視、定期点検及び検査に関する事項。
 - 三 運転及び操作に関する事項。
 - 四 電気事故及び災害に関する事項。
 - 五 工事に関する事項。
 - 六 保安教育に関する事項。
 - 七 その他必要な事項。
- 2 前項各号に掲げる事項で必要なものについては、主任技術者に報告するものとする。
- 3 第1項各号の事項の項目、記録の保管期間等については別に定めるものとする。

第八章 その他

(細則等の制定)

第20条 この規程を実施するための細則等は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。